

## 杉並区学校希望制度の見直し方針(案)について

教育委員会では、学校希望制度が制度開始から 10 年が経過したことを契機に、「杉並区学校希望制度検討会」を立ち上げ、これまでの検証と今後の制度のあり方について検討を行ったところである。このたび本検討会からの報告書が提出されたことを踏まえ、今後、以下のとおり見直し方針(案)を定めるなど、制度の見直しに向けた取組を進めることとする。

### 1 検討会報告書及び同概要版

別紙 1 のとおり

希望利用率  
(小) 20%  
(中) 26%

### 2 見直し方針(案)

本制度実施による「開かれた学校づくり」の達成状況や新しい教育ビジョンの考え方を踏まえた上で、今後さらに魅力ある教育活動を進めていくため、これまでの学校希望制度は廃止し、新たに児童の希望を尊重する仕組みを構築する。

この仕組みは、小・中学校の指定は居住地の通学区域を原則とし、児童自らの目的意識のもと、指定校以外の学校を志望する場合には、その意思を尊重することができるよう、新たに指定校変更の認定及び承諾事由を設けるものとする。

#### (1) 新たな仕組みの導入理由

学校希望制度は平成 14 年度から実施され、この間、特色ある学校づくりの取り組みをはじめ学校支援本部や地域運営学校の活動などを通して、保護者や地域住民が協力して教育を進める活動が定着した。これにより学校を共に支える確かな基盤が整い、制度目的である「開かれた学校づくり」は基本的に達成できたものとする。

今後は、こうした到達点に立ち、児童本人の学校を志望する意思をこれまで以上に尊重する仕組みとすることで、魅力ある教育活動をさらに進めるものとする。そのため、これまでの理由を問わず学校を希望することができる現行制度から、児童自ら当該校を選択する意思を明らかにし、その意思の実現を図る仕組みに改める。

#### (2) 指定校変更認定及び承諾事由の見直し

現行の指定校変更認定及び承諾事由に、以下の事由を加えることとする(別紙 2 のとおり)。

##### 児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合

学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機を理由として本人自らが申立て、教育的配慮が必要と認められる場合  
※ただし、申立ては指定された通学区域に隣接する学区の学校(1校のみ)とする。

### (3) 実施時期等について

これまで10年間実施してきた学校希望制度は、就学児童のいる保護者に定着していることや就学に際して数年前から準備を進める家庭も多いことを考慮し、新たな仕組みの実施にあたっては3年間の周知期間を設け、平成28年度新入学者から適用する。

なお、制度移行を円滑に行うため、3年間の経過措置を設けることとする（別紙3のとおり）。

### 3 パブリック・コメントの実施

学校希望制度の見直し方針（案）については、区民の関心や区民生活に影響を及ぼすことが考えられるため、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に準じて、パブリック・コメントを実施することとする。

### 4 今後の主なスケジュール(予定)

平成24年	3月28日	教育委員会へ見直し方針（案）を付議
	4月6日	文教委員会へ見直し方針（案）を報告
	4月11日	パブリック・コメントの実施（4/11～5/10）

## 「杉並区学校希望制度検討会」報告書(概要版)

### 1 検証の目的

学校希望制度は制度開始当初に掲げた制度目的に対し、保護者や児童・生徒がどのような判断基準で学校を希望し、それが学校の教育活動にどのような影響を与えているのかについて、制度実施から10年を経過したこの時点を捉えて改めて検証し、制度のあり方を考えていくことを目的としました。

また、「教育ビジョン2012」の基本目標を踏まえ、今後、制度が地域との関わりの中でどう整合していくのか検討しました。

### 2 検証の視点・検証方法

「魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくり」「保護者の意向と学校選択」「地域と協働する学校づくり」「小中一貫教育との関係について」といった視点から、保護者や学校関係者からのアンケート結果を踏まえ、検討会を立ち上げて議論を行いました。

### 3 アンケートによる意見傾向

学校関係者からのアンケート結果によると、見直しに対する意見傾向では、「継続」が27.5%、「廃止」38.1%、「見直し」34.4%で、廃止と見直しを合わせると約73%にのぼります。

本制度は魅力ある教育活動など学校づくりに大きく寄与してきた一方で、様々な課題も生じてきており、必要な見直しを図っていく必要があります。

### 4 これからの方向性

見直しにあたっては、次に掲げる3点が重要とした上で、制度としてのこれからの方向性を以下のとおり提示しました。

- 地域と学校のつながりを重視する
- 児童・生徒の学習面、生活面から望ましい教育環境の整備と通学時の安全性の確保を図る
- 児童自らが学び、考え判断する意思を尊重する

#### これからの方向性

「杉並区学校希望制度」は、これまでどちらかと言えば内向きであった学校の体質を改め、開かれた学校づくりを進めることを目指すものです。

また、各学校では、まちが育てる学校という視点から地域の方々が学校運営に参画し、地域の力で学校を支える学校支援本部が全校で発足しました。地域運営学校といった地域参加の仕組みが立ち上がり、開かれた学校づくりは着実に進展し、家庭・地域・学校が連携して進める基盤は整いつつあり、基本的には当初の制度目的である「開かれた学校づくり」はほぼ達成されたものと考えます。

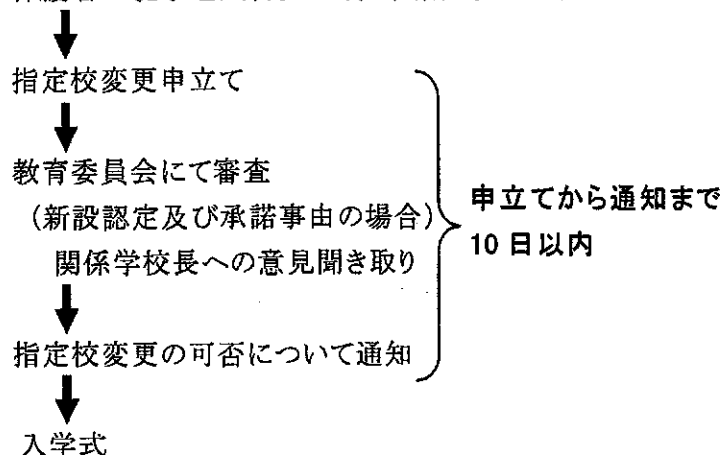
今後はこうした到達点に立ち、魅力ある教育活動をさらに進めていくために、児童本人の意思に着目し、これまで理由を問わず学校を希望できるとしてきた運用から、今後は学校を志望する児童の意思を尊重する新たな「学校希望制度」を構築していくことが必要であると考えます。

## ○ 現行の指定校変更の認定及び承諾事由

認定及び承諾事由	内容
<b>1 転居その他居住地の変更に関する事情による場合</b>	
転居(転出)したが、転居(転出)前の在籍校に引き続き通う場合	現在籍校へ引き続き就学
おおむね6ヶ月以内に転居(転入)することが確実であり、あらかじめ転居(転入)先の学校へ就学を希望する場合	新しい住所地の指定校へ就学
在学中に区外へ転出したが、区内同住所へ再転入し、転出前に通っていた学校への就学を希望する場合	転出前の学校へ就学
<b>2 本人の兄弟姉妹が就学する小中学校への就学を希望する場合</b>	
本人の兄弟姉妹が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校への就学を希望する場合	兄弟姉妹の在籍する学校へ就学
<b>3 本人の心身の障害に関する事情による場合</b>	
身体障害、病虚弱、慢性疾患などによる通院治療等のため、通学条件や通学距離に配慮が必要と認められる場合	適当と認められる学校へ就学
<b>4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合</b>	
保護者の就労や保護者の離婚・別居等で下校後における緊急時の安全確保等の必要があり、住所地以外の場所へ帰宅する必要があると認められる場合	預かり先の住所地の指定校へ就学
<b>5 いじめ、不登校、交友関係その他の学校生活の事情による場合</b>	
いじめや不登校等により、学校生活を送る上で在籍校または指定校に通学することが困難であると認められる場合	適当と認められる学校へ就学
<b>6 通学時の安全確保その他の地理的事由による場合</b>	
指定校よりも明らかに近く、通学上の安全が確保されると認められる場合	適当と認められる学校へ就学
<b>7 国外生活に伴う生活習慣の相違による場合</b>	
国外生活に伴う生活習慣の相違により教育的配慮が必要と認められる場合	適当と認められる学校へ就学
<b>8 児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合(新設)</b>	
学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機を理由として本人自らが申立て、教育的配慮が必要と認められる場合	申立てできるのは指定された通学区域に隣接する学区の学校(1校のみ)とする。
<b>9 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合</b>	

## ○ 指定校変更申立ての流れ(新入学の場合)

1月12日ごろ 保護者へ就学通知書発送(就学指定校決定)



## ○ 学校希望制度終了時までの段階的経過措置方針

学校希望制度終了に向けては以下のとおり経過措置を設け、スムーズな制度移行を図る。

- (1) 学校希望制度については、25年度受付(26年度新入学)より段階的に受入上限を下げ、27年度受付(28年度新入学)で終了とする。
- (2) 指定校変更制度で新たに加わる「学校の教育活動等に参加を志す場合」の認定及び承諾事由については、25年度受付(26年度新入学)から試行実施し、27年度受付(28年度新入学)から本格実施とする。

## 【制度移行に向けたスケジュール】

	学校希望制度	指定校変更制度
平成24年度 (25年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒40名	現行認定及び承諾事由
平成25年度 (26年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒30名	新設認定及び承諾事由の試行実施
平成26年度 (27年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒20名	新設認定及び承諾事由の試行実施
平成27年度 (28年度新入学)	学校希望制度は終了とし、居住地の学区域を原則とする	新設認定及び承諾事由を含む認定及び承諾事由の本格実施

※ ただし、学校の状況により、学校希望制度の受入上限枠に制限を設ける。